

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○身体障害者関係医師の指定 ○奈良県青少年の健全育成に関する 条例に基づく青少年に有害な図書 類の指定	一	○身体障害者福祉法に基づく指定居 宅支援事業者の指定 ○知的障害者福祉法に基づく指定居 宅支援事業者の指定 ○大規模小売店舗の新設の届出に関 する公告	六
○漁業権の免許	二	○開発行為に関する工事の完了	七
○遊漁規則の認可	二	○右 同	八
○土地改良事業計画の適否決定	二	○右 同	八
○土地改良事業の施行同意	三	○右 同	八
○右 同	三	○右 同	八
○道路の区域変更及び供用開始	三	○右 同	八
○道路の区域変更	四	○コイヘルペスウイルス病のまん延 防止のための指示 <small>（内水面場管理委員会告示）</small>	九
○境界地の道路管理に関する協定	四	○第五種共同漁業権に係る増殖目標 数 <small>（内水面場管理委員会告示）</small>	九
○都市計画の案の縦覧	五	○平成十五年一月七日付け奈良県公 報第千四百二十九号正誤表	九
○市街地再開発組合の事業計画の変 更の認可	五		
○道路の指定	五		
○児童福祉法に基づく指定居宅支援 事業者の指定	六		

告示

奈良県告示第三百二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
黒田 均	中井記念病院	大和高田市根成柿 一五一ー一	整形外科（肢体 不自由）	平成十六年 九月十七日

奈良県告示第三百二十八号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

指定 番号	図書類 の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
一	雑誌	エルティーンCOM IC 十月号	平成十六年十 月一日	近代映画社	青少年の性的 感情を刺激し、 青少年の粗暴 性若しくは残 虐性を助長し、 又は青少年の
二	雑誌	ブレイクマックス 十月号	平成十六年十 月十五日	株式会社コア マガジン	

犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

奈良県告示第三百二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成十六年十月二日次のとおり漁業権の免許をした。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

漁業免許の内容の事前決定の公示番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	漁業権の種類	免許番号	漁場の位置及び区域	漁業種類及び漁業時期	存続期間
奈内共第五十八号	吉野郡天川村沢谷 天川村漁業協同組合 代表者 根来群 二	第五種共同漁業	奈内共第五十八号	平成十六年六月奈良県告示第百九十二号のとおり	平成十六年六月奈良県告示第百九十二号のとおり	平成十六年十月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

奈良県告示第三百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、平成十六年十月一日次のとおり遊漁規則を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。
平成十六年十月一日
奈良県知事 柿本善也

漁業権者	名称	住所	漁業権の免許番号	遊漁規則の施行の日
	天川村漁業協同組合	吉野郡天川村沢谷	奈内共第七号 奈内共第八号 奈内共第九号 奈内共第十号 奈内共第五十八号	平成十六年十月一日

奈良県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年九月二十二日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。
なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成十六年十月一日
奈良県知事 柿本善也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
河合町長 岡井 康徳	水と農地活用促進事業（農道整備） 柿ノ上地区	平成十六年十月四日から同月二十二日まで 河合町役場

奈良県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年九月二十二日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

協議者 田原本町長 森晃一	事業名 水と農地活用促進事業（頭首工整備）	地区名 阿部田2地区
---------------------	--------------------------	---------------

奈良県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年九月二十二日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

協議者 大宇陀町長 芳岡一夫	事業名 水と農地活用促進事業（ため池整備）	地区名 本郷ため池地区
----------------------	--------------------------	----------------

奈良県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次の

とおり変更し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三六八号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別		敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
	後	前			
宇陀郡御杖村大字神末 四五四〇番二先から 宇陀郡御杖村大字神末 四三一一番三先まで	A	A	六・八 }	三七六・三	美杉御杖大橋 L11九九・五メートル（三重県に属する区域を含む。） 唐戸山大橋 L11二三・〇メートル
	B		七・六 }	四〇二・五	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
供用開始年月日
平成十六年十月一日

奈良県告示第三百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

区 間		区域変更の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
後	前	B	A			
吉野郡川上村大字伯母谷一九〇番三先から 吉野郡川上村大字伯母谷二七五番六先まで	吉野郡川上村大字伯母谷一九〇番三先から 吉野郡川上村大字伯母谷二七五番六先まで	六六・五	五二・〇	一〇・二 六六・五	四、〇二六・七	川上村道へ移管
六六・五	一〇・二	四、〇二六・七	三、九六八・一			

奈良県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項及び第五十四条第一項の規定により、三重県との境界に係る道路の管理及び費用負担について、三重県と協議が成立した内容は、次のとおりである。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

一 協定道路

路 線 名	所 在 地	延 長
一般国道三六八号 （美杉御杖大橋の部分に限る。）	三重県一志郡美杉村太郎生字南ミ六五 五番地から 宇陀郡御杖村大字神末四四六一番地まで	九九・五メートル （うち奈良県側四九 ・七五メートル）

二 管理者

協定道路の管理は、奈良県（以下「甲」という。）が行い、三重県（以下「乙」という。）に属する区域については道路法第二十七条第二項の規定により、甲が乙に代つてその権限を行う。

三 工事の施工

協定道路の改築、修繕、災害復旧等に関する工事は甲が施工し、事前に施工内容、方法、時期等について、乙と協議する。ただし、災害等で緊急を要する場合は、甲は、事前の協議を省略し、応急復旧工事その他必要な応急措置を行うことができる。この場合において、事後、甲は速やかに、乙にその旨を通知する。

四 費用の負担

- 一 三の工事及び協定道路の維持管理に要する費用は、甲と乙が折半して負担する。
- 二 甲は、毎会計年度開始前に、一の費用を乙に通知する。
- 三 乙は、甲の請求により、出納整理期間中に精算額を納入する。
- 四 一の費用以外に費用を要する場合は、あらかじめ、甲は、乙に協議する。

五 通行の禁止又は制限

甲は、道路法第四十六条の規定により通行の禁止又は制限を行った場合、その都度、乙に通知する。

六 協定の効力

この協定は、平成十六年十月一月から効力を生ずるものとする。

七 疑義等の決定

この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

八 その他

協定道路で人身事故等重大な事象が発生した場合、その都度、甲は、早急に乙に情報提供する。

奈良県告示第三百三十七号

大和都市計画用途地域を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画用途地域

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市北登美ヶ丘六丁目の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課及び奈良市都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成十六年十月一日から同月十五日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十六年十月十五日までに必着するよう提出すること。

と。

奈良県告示第三百三十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

一 事務所の所在地

生駒市谷田町三八一番地の一

二 設立認可年月日

平成十三年二月二十二日

三 組合の名称

生駒駅前北口第四地区市街地再開発組合

四 事業施行期間

平成十三年二月二十二日から平成十七年七月三十一日まで

五 施行地区

生駒市北新町及び谷田町の各一部

六 変更認可の年月日

平成十六年十月一日

奈良県告示第三百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

一 道路の種類

道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路

二 路線名

五條市道・五條北部幹線

三 道路の指定区域

五條市大沢町五一番二、五一番三、五一番四、五一番五、釜窪町八八一番七及び八八一番八から五條市釜窪町一四五一番八の一部、一四五一番一一の一部及び一四五一番一二の一部まで

四 道路の幅員 一六・〇〇メートルから一八・〇〇メートルまで
 五 道路の延長 一、五三二・二五メートル
 六 指定年月日 平成十六年九月十七日

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社ジエイ・プロジェクト	天理市喜殿町五	コールスティションまもるちゃん	天理市喜殿町五一一	居宅介護	平成十六年十月一日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社ジエイ・プロジェクト	天理市喜殿町五	コールスティションまもるちゃん	天理市喜殿町五一一	居宅介護	平成十六年十月一日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社ジエイ・プロジェクト	天理市喜殿町五	コールスティションまもるちゃん	天理市喜殿町五一一	居宅介護	平成十六年十月一日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに、意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十月一日から平成十七年二月一日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ハーベス白庭台店
 所在地 生駒市白庭台三丁目二〇〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社近商ストア

代表者 大塚 治雄

住所 大阪府松原市上田三丁目八番二八号

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社近商ストア

代表者 大塚 治雄

住所 大阪府松原市上田三丁目八番二八号

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年三月三十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三九六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 七一〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一〇五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 二一・五立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前七時

閉店時刻 午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時五十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 届出書添付図面記載のとおり

出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十六年八月三十一日

九 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

十 縦覧期間

平成十六年十月一日から平成十七年二月一日まで

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年十月一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年二月十七日第七〇一七号

平成十六年八月九日第七〇一七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月二十一日第六一〇六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月二十一日第三四九〇号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字柏原一丁目一の一、一丁目二の一、一丁目三の一、一丁目四の一、二丁目一、二丁目二、二丁目三、二丁目四、二丁目五、二丁目六、二丁目七、二丁目八、二丁目九、二丁目一〇、二丁目一一、二丁目

地ノ一二、三番地ノ一、三番地ノ四、三番地ノ五、三番地ノ六、三番地ノ七、三番地ノ八、三番地ノ九、三番地ノ一〇、三番地ノ一一、三番地ノ一二、三番地ノ一三、三番地ノ一四、三番地ノ一五、三番地ノ一六、三番地ノ一七、三番地ノ一八、三番地ノ一九、三番地ノ二〇、三番地ノ二一、三番地ノ二二、三番地ノ二三、三番地ノ二四、三番地ノ二五、三番地ノ二六、三番地ノ二七、四番地ノ一、四番地ノ四、四番地ノ五、四番地ノ六、四番地ノ七、四番地ノ八、四番地ノ九、四番地ノ一〇、四番地ノ一一、四番地ノ一二、四番地ノ一三、四番地ノ一四、四番地ノ一五、四番地ノ一六、六番地、七番地ノ一の一部、七番地ノ三、七番地ノ八の一部、七番地ノ一〇、五二番地ノ一の一部、五二番地ノ二の一部、六五番地ノ一、六六番地ノ一、六七番地ノ一、六八番地ノ一の一部、六八番地ノ二の一部、六八番地ノ三の一部、六九番地ノ一、六九番地ノ二、七番地ノ一、九八番地ノ一の一部、九八番地ノ二の一部及び九九番地ノ一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一 番地ノ三

御所市長 前川正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市大字柏原一 番地ノ二、二 番地ノ七、三 番地ノ一、三 番地ノ四、三 番地ノ五、三 番地ノ七、三 番地ノ一二、三 番地ノ一三、三 番地ノ一五、三 番地ノ一六、三 番地ノ二四、三 番地ノ二五、三 番地ノ二六、四 番地ノ一、四 番地ノ四、四 番地ノ六、四 番地ノ一二、四 番地ノ一六、七 番地ノ一、七 番地ノ八、七 番地ノ一〇、五二番地ノ一、五二番地ノ二、六五番地、六六番地、六七番地、六八番地ノ一、六八番地ノ二、六八番地ノ三、六九番地、九七番地、九八番地ノ一及び九八番地ノ二の各一部
緑地 御所市大字柏原四 番地ノ四、四 番地ノ六、四 番地ノ七、四 番地ノ九及び四 番地ノ一二の各一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県奈良土木事務所において閲覧できます。
平成十六年十月一日

一 許可番号

奈良県知事 柿本善也

平成十六年四月十九日奈土第八〇―二三号
二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月十三日奈土第二三五号

三 開発区域に含まれる地域

天理市岩室町五二番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市岩室町三一九番地

植田博美

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。
平成十六年十月一日

一 許可番号
奈良県知事 柿本善也

平成十六年五月三十一日郡土第三一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月八日郡土第三八三号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市小平尾町五番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市小瀬町四六七番地ノ一
久保實

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。
平成十六年十月一日

一 許可番号

奈良県知事 柿本善也

平成十六年六月二十四日桜土第三七二二号
検査済証番号

二 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月十七日桜土第五六一八号
三 開発区域に含まれる地域
檜原市新賀町三三五番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
檜原市新賀町四〇三番地
福井星枝

内水面漁場管理委員会告示

奈良県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し、放流等について、次のとおり指示する。
平成十六年十月一日

平成十六年十月一日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 御勢 久右衛門

一 指示の内容

(一) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（能野川水系北山川の一部）を除く。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、生きたままコイを持ち出してはならない。ただし、まん延防止のため及び公的機関が試験研究ならびに検査に供する場合はこの限りではない。

(二) 放流の制限

この場合、知事は、当該水域の範囲を定め、速やかに公表するものとする。
次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、県内全ての公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合は、この限りではない。

- (1) 放流用コイが汚染水域由来でないこと。
 - (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
 - (3) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。
- 遺棄の禁止
生死を問わず県内全ての公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

二 指示の有効期間

平成十六年十月一日から平成十七年三月三十一日まで

内水面漁場管理委員会公告

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十七条に規定する水産動植物の増殖について、平成十六年十月一日付けで免許のあった奈内共第五十八号に係る増殖目標数を定めたので公示します。
平成十六年十月一日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 御勢 久右衛門

免許番号	漁業権者	魚種名	増殖目標数 kg（尾）
奈内共第五十八号	吉野郡天川村沢谷 天川村漁業協同組合	にじます	五〇（一）

正 誤

平成十五年一月七日付け奈良県公報第千四百二十九号正誤表

三	誤	正
上	行	誤
十三	三、九七七・七	三、八八三・一

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

下					
十二	六	五	二十	十四	
一四・〇	四六・〇	三、九七七・七	一四・〇	四六・〇	
一〇・二	五二・〇	三、八八三・一	一〇・二	五二・〇	

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。